

# 伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第16号  
2021/5/20

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会  
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4  
徳田法律事務所気付  
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)  
http://anti.ikata.org  
E-mail:info@anti-ikata.org



## 何を学んだのか広島高裁判長！ 福島事故から10年、伊方3号機10月再稼働へ



いのちのわ集会一ろうそくを囲んで祈りー

### あの日から10年…311いのちのわ集会

3月7日(日)大分市若草公園では終日なごやかにマルシェ、フリーマーケット、ステージショーなどが開催されました。そして東北大地震発生14:46分に皆で黙祷しました。(詳しくはP7～9参照)

### 異議審決定により伊方3号機再稼働へ

3月18日広島高裁異議審は約1年前とは真逆の決定を下しました。伊方原発3号機は10月末から再稼働の予定(現在テロ対策工事中)です。2011年311福島原発事故から丸10年が経過し、福島は”復興”から程遠い現状にあることが明らかになりました。裁判官たちは福島の現状から何を学んだのでしょうか。(詳しくはP2～3参照)

### 安全神話再び、四電主張を鵜呑みに

裁判官は、専門的で難解なので判断しかねる、としながら住民側の主張を退け軍配を四電に挙げているのです。福島事故以前の裁判のパターンに逆戻りです。さらに、原告に被害の実証をもとめているのです。



3月18日広島高裁前

報告集会で中野宏典弁護士(大分裁判の弁護団員でもある)は「私たちは科学者ではないので、これでは勝てるわけがない」と語気激しく指摘しました。

### 伊方原発を取り囲む4裁判の力を示していこう

大変厳しい決定であります。これまでの裁判による原発停止期間としては伊方原発はすでに1年以上と、最長記録更新しています。愛媛、広島、大分、山口の裁判のどこかで勝てば原発はとまる。この4裁判の力は大きいということがこれまで示されてきました。これから本裁判で四電を追いつめていきましょう。

## 第19回口頭弁論 6月10日(木)

14:00 大分地裁集合

14:30～意見陳述 高松賢さん

15:30～報告会 県弁護士会館

※14時までに集合の人は、裁判所による抽選に応じてください

13:00～13:30

ビラ配布行動 JR大分駅北口(雨天中止)

法廷を満席に!

## 定期総会 6月26日(土)

大分市 JCOM ホルトホール 201、2会議室

13:30 受付

14:00 開会

※マスク着用をお願いします。

原告・応援団・弁護団の結束が力です!

# 異例に稚拙な決定内容 (山口弁護士声明より抜粋)

文責 森山 賢太郎

## 1 司法審査のあり方

最大の問題点は「疎明責任は債権者（原告住民側）が負うべき」とした部分である。

科学的不定性が存在する場合（専門家同士で意見が分かれている）、裁判所が専門的知見を有していない等の理由で、住民側に人格権侵害の具体的危険の立証責任を負わせている点である。

しかし、科学的不定性が存在する以上、具体的危険の立証は不可能である。

要するに当該裁判所は、事実上、民事による救済の途、原発に関する事前差止めの道を閉ざした点にある。そもそも、これまでの原発裁判の流れに逆行している。

福島第一原発事故以前の1992（平成4）年伊方原発最高裁判決が国に立証の負担を負わせていたことに反するものであり、福島第一原発事故後の司法判断として、常軌を逸した考え難い決定といわざるを得ない。同事故の犠牲者、そして今なお避難を強いられている多くの人々の心情をも逆なでする暴挙と言わざるを得ない。

## 2 地震に対する安全性について

国の評価を無視し、四電側の評価を鵜呑みである。国が時間、費用及び人材を投下した中央構造線断層帯長期評価（第二版）を著しく軽視するものである。

中央構造線断層帯長期評価（第二版）には、「中央構造線も活断層である可能性を考慮に入れておくことが必要と考えられる。…今後の詳細な調査が求められる。」と記載されている。

このことを無視している。

地層の探査法についても、四電の実施した二次元探査で良しとし、三次元探査の手法は不必要であるとした。

本来、極めて高度な正確性が求められるはずの原子力発電所設置可否のための調査は、資源探査程度の正確性すら要求されないことになる。

## 3 火山事象の影響に対する安全性について

総論部分で「裁判所に専門的知見がない」「専門家間で意見が分かれているので裁判所として判断できない」として四電側の主張に軍配をあげる。

すなわち、専門家間で意見が分かれており、科学的にいずれが正しいともいえないから、噴火を惹き起こす可能性が具体的に高いとはいえない、として住民の請求を退けている。

「住民らは具体的危険の存在を立証できなかった」とする裁判所の訴訟指揮は、当事者間の公平や裁判を受ける

権利などの観点から大きな問題がある。

しかし自然災害について、噴火の可能性が具体的に高いことを立証することなど事実上不可能であり、司法はこの問題については職責を放棄したに等しい。

また、九重第一軽石噴火の噴火規模や濃度の過小評価については、事業者の主張を鵜呑みにするばかりで住民側の主張・反論に向き合おうとしない。思考停止というほかに、高等裁判所の判断として異例の稚拙さである。

4 弁護士は、このような不当決定は絶対に容認できず、本件決定に対して、最高裁判所での是正を図るべく、特別抗告あるいは許可抗告を申し立てるという選択肢も考え得るところである。しかしながら、本件決定はあくまでも仮の処分であり、本案訴訟（山口地方裁判所岩国支部）でその誤りを正す途が十分に残されているほか、数々の事実誤認が存在する本件決定の誤りを正す場として、法律審である最高裁判所は、必ずしも最適とはいえない。

他方で、本件決定が採用した判断枠組みは、前述のとおり、最高裁判例の趣旨に反する、明らかに常軌を逸したものであり、最高裁判所の判断を待たずとも、今後他の裁判所が本件決定に追随するような判断を行うことは、およそ考え難い。

弁護士は、本案訴訟において勝訴判決を獲得すべく、同訴訟に総ての力を傾注し、十分な立証と徹底審理を求め闘う所存であり、このことこそが、本件原発を差し止める最善の道であると確信する。

**付記** 3人の裁判官の合議がなされたのか？

2020.1.17抗告審決定に関わった裁判官2人が関わって本件決定がなされたことは奇異というほかない。左右陪席は1年前と同じメンバーで、裁判長だけが替わってこんなにも真逆の決定になるのか？理解に苦しむところである。

### 避難計画について（東海第二原発裁判勝訴！）

3月18日の同じ日に水戸地裁で東海第二原発の運転を差し止める決定が下された。30<sup>km</sup>圏内に94万人が住民がいるのに、避難計画が極めて不十分であるとする。広島高裁異議審の考え方とは真逆で「事業者（日本原電）が主張立証責任を尽くさない場合には、具体的危険が事実上推定される」としている点において正当である。

伊方原発の30<sup>km</sup>圏内には佐田岬半島の約5000人の住民が住んでおり、毎年対岸の大分県に避難する訓練が実施されているが、果たして実効性があるのか極めて疑わしい。私たちの裁判を大いに勇気づける判決である。

**【主文】債権者らの抗告を棄却する。****（理由の要旨）****1 本件における司法審査の在り方について**

本件原子炉について、規制委員会は、審査の結果、基準に適合するとの判断を行ったものであるところ、原子力発電所の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生の時期や規模については現在の科学的知見では具体的に予測できないことから、規制委員会の上記の判断等に対しても、様々な専門的立場からそれぞれの研究等に基づいて様々な見解が述べられているが、これらは、想定が極めて難しい将来予測に係るものであることもあって、科学的には、直ちに、いずれの見解が正しいともいえないのが現状であるといわざるを得ない。

このような現状の下では、独自の科学的知見を有するものでない裁判所において、いかに福島事故による影響の甚大性等を考慮したとしても、本件原子炉の存在及び債権者らの居住状況から直ちに債権者らの生命等が侵害される具体的危険があると事実上推認するなどということは相当でないと考える。

当裁判所としては、現在の科学的知見からして、本件原子炉の運転期間中に本件原子炉の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高く、これによって債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があると認められなければ、本件原子炉の運転差止めを命じるという法的判断はできないというべきであり、この疎明責任は、債権者らが負うべきであると考え。

**2 地震に対する安全性について****(1) 「震源が敷地に極めて近い」場合の評価の要旨**

債権者らは、本件発電所において、「震源が敷地に極めて近い」場合の評価が必要である旨主張するが、債務者が本件発電所敷地前面海域において平成25年までに行った海上音波探査の結果、本件発電所敷地の2km以内に活断層はないとした債務者の評価に不合理な点があると認めることはできないし、これに疑義を差し挟むようにもみえる中央構造線断層帯長期評価（第二版）の記載によっても、この判断は左右されない。

**(2) プレート間地震の地震動評価について**

債権者らは、債務者によるプレート間地震の地震動評価は過小であり、SPGAモデル又は「不均質モデル」を使用すべきである旨主張するが、これらのモデルを地震動の再現ではなく、将来発生する地震動の予測に用いることの当

否は明らかでなく、債務者による基準地震動の算定が不合理であるとは直ちに認めることができない。

**3 火山事象の影響に対する安全性について****(1) 立地評価について**

債権者らは、本件原子炉の運用期間内に検討対象火山である阿蘇の活動可能性が十分小さいと判断することはできないから、本件発電所は、立地不適であると主張するが、阿蘇が本件原子炉の運転期間中その安全性に影響を及ぼすような規模の噴火を引き起こす具体的危険の有無については、専門家の間でもそれぞれの分析結果等に基づいて意見が分かれており、科学的にはいずれの見解が正しいとはいえない現状の下では、現在の科学的知見からして、阿蘇が上記のような噴火を引き起こす可能性が具体的に高いと認めることはできない。

**(2) 影響評価について**

債権者らは、影響評価においても、阿蘇における噴火の影響を考慮すべきであり、また、債務者が想定した火山の噴火を前提としても、債務者の影響評価は過小である旨主張するが、今後数十年あるいは100年の間に、阿蘇において草千里ヶ浜噴火を超える規模の噴火が発生する具体的危険があるか否かについて、専門家の間でも意見が分かれており、科学的にはいずれの見解が正しいとはいえない現状の下では、現在の科学的知見からして、阿蘇において草千里ヶ浜噴火を超える規模の噴火が発生する可能性が具体的に高いと認めることはできないし、本件発電所敷地への降下火砕物の最大層厚等に係る債務者の評価が過小であるとも認められない。

**4** 債権者らの原審及び当審におけるその余の主張を検討しても、現在の科学的知見からして、本件原子炉の運転期間中に本件原子炉の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高く、これによって債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があるとの疎明があったとは認められない。

**5** よって、結論を異にする原決定を取り消し、主文のとおり決定する。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官	横溝 邦彦
裁判官	鈴木 雄輔
裁判官	沖本 尚紀

# 許されない甲状腺がん多発等の隠蔽工作

原告 松本文六



## 1 自己紹介

私は、原告団共同代表の松本文六と申します。現在78歳の医師で、専門は総合診療内科です。

私は、医療は何のため誰のためにあるのか、何のため誰のために医者になるのか、を常に問い続けながら、この50有余年にわたり、保険・医療・福祉・介護を包括的に地域に提供することを旨として医療活動をしてまいりました。

## 2 私が原告になった理由

1986年のチェリノブイリ及び2011年3月11日の福島第一原子力発電所の大事故は、多くの放射線による健康障害をもたらしました。私は、原発は人間の命をもろに危険にさらすものと改めて自覚し、日本で原発事故を二度と起こしてはならないと思いました。そのためには、とりあえず大分県に最も近くに位置する伊方原発の稼働を止める、そして、日本の全ての原発を止め、再生可能な自然エネルギーで電力を確保すべきだと考え、この裁判の原告になりました。

## 3 福島と原発所在地での放射線による健康障害

311福島原発事故による健康障害で、最も広く知られているのは、子どもの甲状腺がんです。

2014年までの福島県の子どもの甲状腺がん検診では、悪性ないし悪性疑いの例は218人に達していました。これに対し、当時福島県立医科大学副学長だった山下俊一氏は、「これはスクリーニング効果であり、放射線によるものではない。過剰診断によるものである。」と主張し、他方で、「ニコニコ笑っている人には放射線は来ません。」と、放射線医学を専攻した学者とは思えない、驚くべき発言をしています。

確かに、超音波検査の進歩により、甲状腺の腫瘍性病変の発見頻度は上昇しています。1975年の全国の成人を含む甲状腺がんの罹患率は10万人当たり3人程度でしたが、2010年には約8人、2013年には約13人と増加しています。これに対し、2010年までは、「子どもの甲状腺がんは極めてまれであり悪性度が高い」と、成書には記載されていました。

2012年から2020年6月30日までの福島県の子どもの甲状腺がん検診では、悪性ないし悪性疑いの例は252人でした。このうち手術を受けた人は203人で、その中の一人のみ良性腫瘍で、202人はすべて悪性で、しかも、転移のあった子どもが多数認められています。こ

れは明らかに放射線による子どもの甲状腺がんが多発していることを示しています。

福島県の胃がん発生率は、2012年以降6年連続で男女とも多発しています。また、妊娠22週以降の死産と生後7日未満の早期新生児の死亡を合わせた周産期死亡率は、東北他県のそれに比べると明らかに高い値を示しています。また、2019年3月に、乳児の複雑心臓奇形の手術件数が原発事故前に比べると14.2%も増加していることが判明しています。他にも、公開されていない健康障害は沢山あると考えられます。

従来から、原発所在地周辺で白血病などが増加していることは、広く知られています。このことは、原発が恒常的に放射線を放出していることを示しています。

ちなみに、伊方町では、原発運転開始の1977年9月から白血病死者が増え始め、運転される原子炉の数が増えるにしたがって、その死者数が次第に増加しています。2010年には、伊方原発の全基が稼働していましたが、この年の人口10万人当たりの伊方町の白血病死者数は、全国平均の5.83倍で、大分県姫島村のそれは7.24倍もあり、対岸の山口県柳井市では2.24倍、愛媛県に近い広島県大崎上島では7.50倍、遠く離れた香川県直島町で4.77倍という白血病死者数が認められています。ところが、伊方原発の3基の原子炉すべてが停止していた2015年の伊方町のそれは全国平均の1.53倍と減っています。

原発所在地と非所在地のガンなどの比較調査をすれば、恐らく様々な負のデータが出てくると考えられます。

しかし、東京電力をはじめとする電力会社は、今なお、「日本の原発は安全だ、運転コストは安い、CO2を出さないクリーンエネルギーだ。」という「大義名分」を掲げて、原発の稼働を推進し続けています。これは全く事実に反します。このフレーズは、これまで放射線が人間に対して多大な健康障害をもたらしたことをカモフラージュするための、新たな「安全神話」の標語だと私は考えています。

## 4 放射線による健康障害の隠蔽工作

放射線は、目に見えない、音を発しない、臭わない、味がない、触れることができないという人間の五官では全く感知できない代物です。だから、原発所在地周辺で白血病などが多くみられることに私たちは全く気付きません。そのため、原子力発電所の「原発は安全だ。」というメッセージに乗せられてしまいます。誠に恐ろしいことです。

これまで、世界中の原発保有国が、原子力のもたらす健康障害を隠し続けてきました。そのためか、日本の医学教

育でも、広島・長崎への原爆投下とビキニ環礁水爆実験における放射線による健康障害については、全く教えられていません。私自身、放射線による健康障害について医学部時分の講義で聞いたことはありません。

広島・長崎で、爆死した人がどのような経過で死に至ったのか、また、生き残った被曝者達の健康がどれだけこなわれていたのか、などの医学的データのすべては、アメリカ政府によって戦後すぐにアメリカ本国に持ち帰られました。そのため、日本では被曝者の健康実態を調査・研究することさえもできていません。

原水爆と原発事故の共通点は、放射線の放出量の差はあれ、人間にとつてもない健康障害を及ぼす点です。

1954年3月から5月にかけてのアメリカのビキニ環礁水爆実験で、日本の漁船第五福竜丸の乗組員23人全員が被曝し、無線長の久保山愛吉氏はわずか半年後に亡くなりました。当時ビキニ環礁で操業していた第五福竜丸以外の漁船は延べ992隻、実数582隻でしたので、ざっと計算しても約1万人を超す漁師が被曝したことになります。アメリカ政府は、第五福竜丸事件を知ると早々に慰謝料として200万ドル（当時の日本円で17億2千万円）を日本政府に支払ったといっています。第五福竜丸の乗組員には治療と生活に対する一定の補償はされていましたが、他の船で被曝した漁師には補償はなされておらず、しかも、彼ら被曝者の健康調査は全く行われていません。

昨年7月、日弁連は、この被曝事件に関して、元漁船員らの健康被害に対する救済措置を求める意見書を、内閣総理大臣と国会に提出しています。

このビキニ環礁水爆実験の一部が公表されたのは、驚くことに、なんと事件から30年後の1984年でした。そして、その全容が公開されたのは更に30年後の2014年3月のことでした。

また、チェルノブイリ原発事故の詳細が公開され始めたのは、事故後3年経ってからだったと言われています。

このように、各国政府は、放射線による健康障害が分かると、その事実をいち早く国民に知らせようとはせず、徹底して隠そうとします。

その一環として、放射線による健康障害を研究する学者の学者生命を抹殺することさえも厭いません。ベラルーシのゴメリ医科大学の学長で、病理解剖学者だったバンダジェフキー氏は、チェルノブイリ原発事故で被曝した患者の臓器にセシウム137がどの程度蓄積しているかを調査研究していました。ところが、1999年、同氏はゴメリ医科大学の不正入学に関与したとして、禁固8年の刑を受けました。その後、彼を支援する人々の陳情で、禁固5年に短縮されましたが、出獄後復職は認められず、結果として、国外追放になっています。当時、ベラルーシ政府は、放射線による健康障害を全く認めていませんでした。原子力に関する核保有国は、放射線の怖さを熟知しています。だから、原子力に関わる負の情報を隠すことに必死になり

ます。

チェルノブイリの子どもの甲状腺がんが、放射線によるものだ国際的に認められたのは、事故後10年目だったことから分かります。ちなみに、日本では、先に触れた山下俊一のような御用放射線学者などに多額の研究費と地位を与え、新安全神話で国民を洗脳するように働かせています。全くおぞましい政治の学者支配です

ところが、ドイツは、チェルノブイリと福島事故を深刻に受け止め、2011年7月にすべての原発を廃止する法律を成立させて、脱原発を進めています。日本とは真逆の政策をとっています。

## 5 事故後の後始末は10年経ってもできていない

311の福島第一原子力発電所の重大事故から、この3月で10年になります。しかし、未だに事故の後始末はできていません。福島第一原発を廃炉するには、今後約30年ないし40年かかると言われています。そのための工程として、汚染水対策、使用済み核燃料の取出し、デブリの取出し、核廃棄物の処理が必要ですが、すべて未だに解決の見通しは立っていません。

しかも、核廃棄物の最終処分場は日本では未だに存在しません。今の所、世界で唯一の最終処分場は、フィンランドの地下400mに設置されつつある「オンカロ」のみとされています。日本は、地震と火山が多く、しかも硬い岩盤がないため、地下深くに最終処分場を用意することは到底不可能です。としますと、日本の原発政策は、『トイレのないマンション』の設計図の様なもので、日本のすべての原発は、結論的には、自壊するしかないのでしょうか。それは、次世代の若者と子どもたちに放射線汚染のまっただ中で、生活することを強制するに等しいこととなります。現実を顧みますと、日本政府は、『トイレのないマンション』の様な原発政策に至ったことを猛省し、再生可能な自然エネルギーを活用する政策に転換すべきだと私は考えます。

## 6 裁判所に望む

311の原発事故の中で明らかになった疾病は、現在の治療法で治せるものがほとんどですが、その多くは放射線を浴びなかったら疾病としては表に出てこなかったものです。しかし他方で、現代医学では全く対応できないものもあります。例えば、当時のチェルノブイリの子どもの甲状腺がんは、転移が多く、手術を繰り返し受けざるを得ませんでした。また、強い放射線に曝された原発労働者などは、予期せぬ死への道を歩まざるを得ませんでした。私は、一人の医師として、また一人の人間として、このような原発事故による悲惨な疾病と死の街と化した光景を見るに耐えられません。

私は医師ですので、新たな疾病に出くわしますと、その原因は何かを調べ、治療法を考え、併せて、その予防法も考えます。疾病の予防には、その発生源をたたくことが、

最善にして最大の策です。これまで述べてきましたチェリノブイリと福島原発事故によって発生した疾病は、すべて原発由来の放射線によるものです。従って、発生源をたたくという視点に立てば、その予防策としては原発を止めるしかありません。また、人間に必要な原発事故ともなう核のごみ・高レベル廃棄物の最終処分場を設けることは、先に触れましたように、日本では不可能です。

原発事故が再び起きれば、次の世代の若者や子どもたちは、放射線による様々な健康障害を受けることは必然で

す。私が、裁判所に希望しますことは、次世代の若者や子どもたちに放射線による健康障害をもたらさないために、原発を止めて頂くことです。そして、そのような政治が開かれるためにも伊方原発を止めて欲しいと思います。

私を含む569人の原告は、日本に在住する多くの人々と共に、伊方原発を止めていただくことを強く強く望みます。

以上

福島は今

# 政府、「処理水」海洋放出を決定

4月14日記事より

マスコミ報道より

文責 森山 賢太郎

汚染水と言ったとたんに、風評被害だ！というバッシングが起こりそうな怖い雰囲気である。

## 「汚染水」と「処理水」の関係

溶け落ちた核燃料デブリは原子炉格納容器中に散らばっていて、10年経過した今もよくわからない。上から大量の水で冷やし続けている。それらが地下水と交わって1日約140トン「放射能汚染水」を発生している。溜まり続けて現在約125万トンとのこと。「汚染水」はALPSという濾過器で濾過して「処理水」となる。2年後の2023年ごろ海洋放出を開始し、20～30年後に廃炉を完了し、処理水処分が終了との見通しである。(朝日新聞4月14日記事)

現状ではタンク保管の汚染水の70%位は多数の放射性物質(千核種以上のうち62核種が除去対象)が入っており、ALPS濾過を繰り返し徹底することで最期はトリチウムだけが残り「トリチウムを含む処理水」になる。これは飲んででも安全だというのが…麻生さん。

## 福島県漁連と政府・東電が交わした約束 (2015)

政府は「関係者の理解なしには、いかなる処分も行いません」(福島民報4.14)と文書回答を交わしたのに、4月13日閣議決定で反故にしたのです。復興五輪を唱えながら、政府は漁業者に対してなぜこんなひどい仕打ちを直前に決定

したのか理解に苦しむ。

## 近隣の韓国、中国、台湾、PIFから非難が

東アジアの国々からは、事前の打診・相談もなく海洋放出を決定した事に対して非難の声が巻き起こっている。実施は2年後なのにもう放出開始したかのように「風評被害」が発生し国際問題化している。PIFにはオーストラリアやニュージーランドを加えた14かの国と地域が加盟している。

## ただただ東電の都合のみを優先

上から見ると、タンク群のまわりに土地はある。伊方原発のある所と違って、平坦な台地である。あと2年でタンクが満杯になるという東電の言い分だけを優先しているのでは？政府が閣議決定した後になって、東電が顔を出して「補償」を最初から切り出したことで漁業者の心を逆なでしている。

## 「トリチウム水」問題へ矮小化はできない

政府による海洋放出決定の4月13日に復興庁は左記の”ゆるキャラ”放映を開始したが、すぐさま削除した。

世界中の原発がこれまでもトリチウム水を排出してきたから、というのは免罪符にならず、世界最悪の事故で破損した福島原発と通常運転の原発を同列には並べて比較することはできません。

## 公害問題で学んだ、発生源を断つこと

水俣病問題はじめ、世界で最もひどい公害を日本が経験したことで学んだのは発生源を断つことであり「総量規制」でした。薄めて基準をクリアしたからと言って総量が減らなければ意味がない。発生源のデブリは取り出せるのか？

海は漁師の生活のもとですが、私たち皆にとっての共有財産でもあります。それ以上に、すべての生き物にとっての生存基盤です。私たちはこれ以上の海洋汚染を許すことはできないと思います。



復興庁 HP より

# 3 1 1いのちのわ集会

—にぎわいの中で新たな決意と希望—

3月7日大分市若草公園

## 特別な思い、あの日から10年

天気に恵まれ（去年はコロナ禍、一昨年は雨天中止）3年ぶりの開催になりました。福島事故から10年の節目の年でもあり、何としてでも開催にこぎつけたかったのです。出来る限りのコロナ感染対策を行い、無事に終えることができました。

この1年はイベントや会合がコロナ禍で開催できないことが多く、久しぶりに出会ってお互いの元気な姿を確かめあったり、マルシェやフリーマーケットをのぞき、またステージショーのエキサイティングな演奏や踊りを楽しみました。



黙祷、祈り、新たな決意

## 福島の声そしてさよなら原発集会

午後1時から福島と音声で結んだオンライントークがありました（詳細は次ページ）。



大分裁判の会テント



躍動するステージ The Old & Moderns



JR大分駅北口でスタンディングアピール

午後1時半集会開始。松本文六実行委員長挨拶。そして佐藤朗、田中良太弁護士が登壇し田中弁護士による「大分地裁の伊方原発をとめる裁判」の報告を受けました。また原告である高松賢さん（農業、野津町在住）が栃木から大分に転住してきた経験を語ってくれました。「原発事故により、当たり前をやっていたことが、できなくなった」と言われたことが心に残りました。

最後に集会宣言を薬師寺ひろみさん（グリーンコープ大分理事長）が読み上げました。

例年行われていたデモ行進は、商店街での実施が密になることが予想されるとして中止にしました。その代わりに、JR大分駅前6カ所にグループごとに分かれて約30分スタンディングアピールを行いました。裁判の会は約10名参加し北口で実施しました。

# お母さんが語る福島の今

福島のお母さん 渡辺さん（仮名）

2011年3月11日福島市にて

10年前の今日は普通に暮らしていました。妊婦であり、2歳の子どもがいて家を新築したばかりでした。入居できて1ヶ月位で、色んな物を揃えてやっと新居と呼べるようにした頃に地震がきたのです。ちょうど買い物から家に帰ってきて荷物を降ろしていた時にグラッと来まして、2歳の娘は車にチャイルドシートを着けて寝ていたのですが、大急ぎで抱き上げて、家のフェンスにしがみついて揺れが収まるのを待っていました。今まで生きてきて体験したことのない、異常な揺れでした。この先何かが起こるかもしれないという直感がありました。

3月だったので雪が降らない時期なのですが、大きなほたたとした雪が降ってきて、空は鳥たちが飛び立って逃げていくような光景を目の当たりにして、何が起きるんだろうという恐怖で、娘を抱えていることしかできませんでした。

その頃は恥ずかしながら原子力発電所のことについて関心がなかったのですが、だんだんと福島の原発が危険だという状況を知って行って、震災から2日後にとりあえず新潟方面に避難しました。ただ出産のことで福島と行ったり来たりしました。病院を替える勇気がなく、出産は福島でしました。

## 西日本へ母子避難

出産をした喜びに浸る間もなく不安ばかりで、とりえず小さな子どもたちを避難させなければと思い立ち、7月に西日本方面へ3人で母子避難することにしました。子どもと3人だけの生活で、主人が月に1回くらい会いに来てくれるという状態で、誰も知り合いのいない場所に3人だけの生活が始まりました。新築の家と逆で、古くて最低限の修理をしてもらったお家に住んでいました。不具合なことが多く、ストレスが溜まりやすく子ども3人との暮らしは孤独で、つらい毎日でした。

そんな中で少しづつ、住んでいる所のコミュニティーも出来つつあって、徐々に避難者が増え、同じ敷地に引っ越して来られて、同じくらいの子どもを持つお母さん方と仲良くなり、お互いに支えあって何とかそのコミュニティーが頼りでやってきました。ただ、育児疲れで体も心も疲れていて調子の悪い日も多くて、精神的に毎日つらかったです。

主人も福島を離れ同居へ、もう限界！

私の方が限界を超えていて、私の「限界」という言葉が口に出たときに、主人も同じタイミングで考えてくれたので、とにかく一度ゼロにして、家とか、どうやって生きていくかもわからなかったの、一緒に住もう、子どもたちの成長も見れないし、ということで新築の家も手放してくれました。

1年ごとに慣れては行ったのですが、自分たちで出会った場所で、自分たちで決めた引っ越しだったわけでは決まっていなくて“仕方なくしている生活”はどうにも馴染むことができず、この先ずっとこの場所で暮らしていくのはむづかしいなと思っていました。

主人の仕事も全く違う場所でやっていくのも大変なことが多く、何度か転職を選んだりして、金銭的にも本当に追い詰められました。色んな事を考えて、もう福島に帰るしかないかな、ということになりました。まだ福島の現地は甲状腺がんの心配とかあるのですが、それ以上に避難生活はしんどかったです。

## 福島に戻る、保養プログラムは心の支え

自分の気持ちの中でストンと人に言えるほどの決断に至らない間に帰ってきてしまいました。本当にいいのだろうか、帰ってきてしまったらなかなか出ることはできないと、そんな気持ちが続いていました。

福島に帰ってからは被曝の不安が常にあったのですが、「保養」に出かけるということが心の支えですね。長期の夏休み、冬休みや週末だけでもちょっとでも放射線量の低いところ、もしくは汚染のないところに出かけることが心の支えです。全国の支援者の方々に支えられて「保養プログラム」に参加させてもらっています。



# 私たちは被災者でなく「被害者」

国際環境 NGO FoE Japan 矢野 恵理子

## 出されたままの原子力緊急事態宣言

10年前、地震と津波のあとに原発事故が起き、放射能が広範囲に拡がったことで国は“被曝限度”をいきなり20倍に引き上げて福島県に原子力災害緊急事態宣言を発しました。皆さんはコロナ禍で緊急事態宣言を経験されましたが、福島はこの10年間緊急事態宣言が出されたまま解除されていないのです。

もともとの基準値より放射エネルギーが高い地域で暮らしている福島の人たちは支援や賠償、避難や保養の権利があって当然だと、私たちは一生懸命運動を展開しました。しかし政府はその主張を認めず、避難したくても様々な理由で避難できない人が取り残されてしまうという事態が生じました。渡辺さんのように、母子避難、それも国から何の賠償もない自力での避難になりますと経済的に一層大変です。

それで何とか、いつときも自然の深いところで思いっきり野外活動をやりたいということで、保養プログラムを全国の組織が始めました。大分県でもたくさんの福島の子どもたちを呼んで下さったと思います。

**渡辺：**放射能も人が人工的に作り出したものが、ウイルスもですが、いずれ自分たちに返ってくるんじゃないかということを経験したのです。「人間に優しく」ということは、地球に優しく自然に優しいということでも全部共通していると思うのです。実は「保養」という言葉すら10年たっても知らないお母さんたちもたくさんいます。知っている人は行動に移す、知らない人は未だにその行動を行っていないというのが福島の実情です。

どこかあきらめというか、仕事をしているから休みもとれない、それぞれの選択とか認識に差があっても、私はそれは責めて欲しくないと思います。ここ福島に10年暮らしてきたことで、お母さんたち本当に頑張っつらい思いをされているのです。

**矢野：**原発事故は自然災害と違って「被災者ではなくて被害者」なのです。かって広島、長崎そして水俣で起こったことが繰り返されていて、また何かこういう事件が起きれば国は助けてくれずに、私たちの上に降りかかってきます。福島は山々は何百年も元どおりにならないのです。大分で伊方原発の訴訟をされている方々がいらっしやると聞いて、とても心強く思います。本当に福島のお母さんたちのつらい思い、それを少しでも知って、もし自分に降りかかった時に何かできるように皆で勉強していただきたい

と思います。それと、10年前と変わっていない福島を忘れないでいただきたいと思います。

## 原発、コロナの差別は似ている

**渡辺：**コロナ禍で、福島の人たちは10年前のあの時の気持ちを思い出す時が多いのです。似ていることが多くて、例えばウイルスを放射能と同じように思い出してしまった。マスクすることを提言されたり。差別について例えば車のナンバーなど気にするとか。差別に対してはウイルス感染した人が差別されるというのはよく聞きますが、誰でも感染する可能性はあると思います。福島の人たちだけがたまたま福島で事故が起きましたが、原発は全国にあるわけですし、誰だって被害者になる可能性はあるんだということをお忘れしていると、差別をすることが意味のないことだとわかってくると思うので、皆でそのことを考えていけたらいいなと思います。

## まとめ（進行 奥田富美子）

コロナのことで、あの時のことを思い出すと言われましたが、原発事故もどこで起きるかわからないし、大分は伊方原発が大分市まで70キロ、佐賀関だと45～50キロです。福島市と福島第1原子力発電所の距離が60キロなので、距離的には同じですね。何か起きれば今福島の人たちが抱えているのと同じことになるという想像力をもって、そして差別や分断がとても無意味なこと、悲しいことであるということも伝えていただいたと思います。



## 国際環境 NGO FoE Japan とは

FoEはFriends of the Earthの略です。日本では1980年から活動を続けている。  
世界75か国に200万人のサポーターを有し、地球規模での環境問題に取り組む。  
福島原発事故では被害者の権利確立のために取り組んでいる。

# 福島ボランティア活動記 3

工藤康紀 (kkudoh@oct-net.ne.jp)



## 「帰還困難区域」に行く

2021年4月10日から19日まで南相馬市、大熊町、富岡町でボランティア活動をしてきた。車で行く途中の会津若松市では9日に雪が降るといふ生憎の天候であった。

「帰還困難区域」と聞くと、そこでは何もしてない、立入りもできない地区だと最初は思っていたが、そうではないことがだんだんと分かってきた。実際、以前14号で紹介したもーもーガーデン（大熊町）は帰還困難区域内にあるが、許可を得て牛を飼っている。ただし、その活動には



帰還困難区域内のバリケード

制限があり、事前に許可を得ることが必要で活動時間も朝9時から午後4時までに限定されている。その他にも除染活動やインフラ整備などを行っている人もいた。もちろん、白い防護服を着た人もいたがそうでない人もいた。

大熊町などを通る国道288号線の多くの部分は通過できるようになったが、道路部分だけでありその道路から外側は帰還困難区域で「立入禁止」となっている。昨年8月に行ったときに比べ今年の4月には通過できる区間も広がってはいた。しかし、道路の両側にはバリケードが設置され、いまだに被災直後のままとされる家もあった。

## 原野が「除染された田んぼ」へ

国道6号線は帰還困難区域内を通るが、そこを車で通過できるようになってから7年近くなる。

開通時には10  $\mu$  Sv/h（通過車内での数値）を越えていた放射線量も今ではその10分の1ぐらいに減ってはいるが、それでも車外に長居することはできない。当初は車を路肩に駐車することさえ許されなかったが、今では車外に出ても注意する警備員もいなくなった。また、6号線沿い

にあった「原野」と思われた所が実は以前は「田んぼ」であったことが分かった。福島第一原発事故後3年ぐらいした時にはすでに田んぼが「原野」と思える状態になっていたが、それが除染されて今年の4月にはキレイな土が搬入



6号線沿いの除染された田んぼ

され区画整理され「田んぼ」になっていた。もっとも、これから稲作が許可されるまでには相当の年月が掛かることであろう。

南相馬市原町区の海岸線では田んぼが復活しているところもあった。ただし、津波の影響でいまだに小石が混じっているようで住民が石拾いをしており、排水路の復旧工事も続いていた。

## 打ち捨てられたままの自動二輪

国道6号線を車で通過できるようになってから気になっていたことがあった。双葉町鴻草（福島第一原発から約5km）の路肩に自動二輪が乗り捨てられていたが、そのナンバーが千葉県「習志野」であることが不思議だった。この自動二輪を運転していた人はどうなったのだろうか？心配になり、ナンバーをメモして千葉県に連絡したが、担当者か



習志野ナンバーの自動二輪

らの回答は「持ち主不明」とのことだった。その後、2、3年して見えなくなったので、回収されたと思っていたら、今年の4月に再び、路肩から少し離れたところに留められたままだった。いまだに持ち主不明？ 生きているか？ 死んでいるか？

## 変貌する福島第1原発周辺の風景

国道6号線からみる福島第一原発の風景もかなり変わって来た。当初手前に見えていたのは原野だけだったのが、最近は中間貯蔵施設のための土地造成が行われて汚染土が運び込まれている。いつまで「中間貯蔵」するのかは誰も知らないと言えるが。



国道288号通行止めあり



河川排水路復旧工事



後方に福島第1原発、手前は中間貯蔵土地

マスコミ報道より

# 40年超「老朽原発」再稼働へ

## — 福井県3基の原発 —

国内で初めて、運転開始から40年を超える原発が再稼働されることになった。関西電力の美浜3号機、高浜1、2号機について4月28日福井県杉本達治知事は再稼働に同意した。運転開始から44～46年の老朽原発である。“原発銀座”若狭湾のある福井県で一度に3基の運転長延長を認めたことは、「40年ルール」が反故にされたということです。

### 「40年ルール」とは

福島第1原発事故を受けて、2013年7月施行の改正原子炉等規制法では、原発の運転規定を原則40年までと定めている。「例外規定」として1回だけ20年間までの延長を認める。

経済産業省は4月、老朽原発再稼働について1原発につき最大25億円の新たな交付金を支払う支援策を福井県に提示していた。これでは福井県はお金で釣られた、と言われてもしかたない。

### 政府、“脱炭素”を名目に

4月27日、オンラインで梶山経産大臣と杉本福井県知事

が会談。梶山大臣は先の気候変動サミットで菅首相が打ち出した新しい温室効果ガス排出削減目標（2030年までに、13年度比46%削減）に触れ「首相はさらに50%に向けて挑戦を続ける。この達成に向け、将来にわたって原子力を持続的に活用していく」と訴えた。昨年来、資源エネルギー庁幹部が福井県を複数回訪れるなどして再稼働の地ならしを進めていた。

すべての原発が40年で廃炉になると原発比率は15%程度にとどまる。菅首相は原発の新增設には慎重なため、計画達成には「例外」であるはずの40年超老朽原発再稼働が事実上不可欠となっている。

### 使用済み核燃料の中間貯蔵施設の“県外”確保はどうなっているのか？

再稼働するにも、使用済み核燃料プールがいっぱいであれば動かせない！このため、杉本知事は再稼働の条件として関西電力に「中間貯蔵施設の“県外”確保」を求めてきた。しかし、この問題を棚上げして再稼働にゴーサインを出した。

## 応援団会費納入とカンパのお願い

裁判が新しい局面に入ること、支出増が予想されます。応援団で2020年度までの会費がまだの方はよろしくお願ひします。新年度(2021年度)の会費納入もあわせてお願ひします。会員のカンパもご協力頂けるとありがたいです。

応援団 1口1,000円(3口希望)

カンパ お幾らでも結構です

【郵便振替】

口座名 伊方原発をとめる大分裁判の会

口座番号 01710-7-167636

## 地域活動助成金制度を利用しましょう

「伊方原発をとめる大分裁判の会」の県下各地での活動を助成する制度です。映画上映や講演会、学習会を開催

する場合に、2万円を上限として、会場費や講師謝礼、交通費等を補助します。問い合わせ 事務局森山まで

### 夏季そうめん物販にご協力を!

島原手延べそうめん(30束)  
特価/2700円



収益金が、裁判の会の活動資金になります  
美味しいそうめんです。ぜひ食べてみてください。周りの方にも購入してもらって、裁判の会の応援をして頂きましょう。

※詳しくは同封チラシをご覧ください

### <新刊紹介>

#### 「私が原発をとめた理由」

元福井地裁裁判長

樋口 英明

定価 1,300円+税

旬報社発行



一昨年の総会で記念講演に来ていただいた、樋口英明元裁判長のお話が本になりました。

私たちに原発をとめる裁判を続ける勇気を与えてくれます。ぜひご購入下さい。

福島原発事故から私たちは何を学ばねばならないのか。地震大国日本で、高度の安全性が求められる原発の運転はゆるされない。…

### 編集メモ

■「人新世(ヒトシンセイ)」という耳慣れない言葉を良く見聞きするようになった。私流の解釈では、次のようなことかなと思う。

人類はこれまで地球の生命活動の中で生きてきた。地震や津波などの地殻活動、自転軸や海流・造山運動、陸や海の自然条件からの恵みを利用した生産活動などに左右されながら、およそ20万年を生きのび、今や70億人を超す最大の生物種となった。

しかし、人類はそのあくなき活動で、地球の生命システムに大きな影響を及ぼし、変化を強いる存在になってしまった。その転換の新しいフェーズを「人新世の時代」と定義するという考え方だ。もともと地球史や地層学の用語らしいが、すでに経済学・社会学・哲学などの分野でも定義してきている言葉のようだ。

「原子力の利用」も「コロナウィルスの問題」も、この文脈で考える必要があるのではないかと、ということかと思う。興味ある人は、斎藤幸平著「人新世の資本論」(集英社新著)や雑誌「世界」5月号の特集を読んでみてはいかが。

■「世界で一番安全な場所を探して」という映画を観た。森山事務局長にすすめられて、別府ブルーバード劇場のオバアちゃんに会いに行くのも兼ねて。

原発から出る高濃度汚染廃棄物の処理をめぐって、どのようにするのか世界の議論になっている。<地上には、そのような場所はない>と考える映像作家と<地中処理は可能だ>と考える物理学者が、二人して世界各地を訪れて議論し、一緒に考えていくというストーリーだ。

実際に地中深く処理している所や、これから施設を建設する所を訪ねて、その実態や科学者たちと議論していく過程を、ありのままに映していく。何の予断も、押しつけのような説明もなしに、現実のみを私たちに伝えていく手法に感心する。どう考えるか、これからどう行動していくかは、すべて私たちに委ねているのだ。(脇元 憲明)

### 編集後記

いよいよワクチン接種の75歳以上の予約が始まった。電話が繋がらないからと、ネットでの予約をしてくれと頼まれたが、これもエラーが頻発する。無事完了までに要した時間は45分。命を守るのも、お年寄りには難しい時代かも。